

平成24年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 平成24年7月12日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 面 田 博 子
同職務代理 松 本 實
委 員 遠 藤 勝 男
委 員 佐 藤 昭
委 員 竹 高 京 子
教育長 山 崎 喜久雄

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・教育振興担当部長	坂田 祐次
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・地域教育課長	小曾根 豊	・生涯学習課長	今井 英敬
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・中央図書館長	橋本 幸夫

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 面田 博子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 面田 博子 委員 松本 實 委員 山崎喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 ただいまより、教育委員会第7回定例会を開会します。

議事に入ります前に、1点お諮りしたいことがございます。

本日、1名の傍聴希望がございました。許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。事務局、傍聴人を呼んでください。

(傍聴人入室)

○委員長 委員長より傍聴人に申し上げます。

1、傍聴人は、委員会の中では発言できません。

2、傍聴人は、静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など、賛否をあらわすようなことはおやめください。

3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音を行わないでください。

なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人は、その他、会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人に、これらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事日程に入ります。

本日の会議録の署名は、私に加えまして、松本委員と山崎教育長にお願いをいたします。

それでは議事に入ります。

議案はございません。

報告事項に入ります。

報告事項等1「(仮称)葛飾区教育振興基本計画策定に係るアンケート調査の概要等について」。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 それでは、お手元の資料をお願いいたします。

まず、「(仮称)葛飾区教育振興基本計画策定に係るアンケート調査の概要等について」でございます。

まず、1といたしましてアンケート調査でございます。(1)「調査対象」ですが、区立の小学校2年生及び小学校5年生、そして区立中学校2年生の保護者の方、約3,800人の方をお願いをいたします。さらに、区立の小・中学校の教員全員の約1,600人の方、さらには生涯学習関係者等で約500人の方のアンケートをお願いするところでございます。

調査票でございますが、今回、裏面のほうにたくさんとじてございますが、こちらが3種類の調査票の内容になってございますので、後ほどごらんおきをお願いいたします。

調査の実施期間といたしましては、学校の保護者及び教員につきましては、7月12日、本日でございますが、本日中には業者のほうからアンケートを各学校のほうに配らせていただきまして、今日の帰りというよりは、明日の朝のホームルームあたりで各学校のほうから保護者の方に配られるというようなスケジュールになるかと思っております。そして、19日には回収をしたいという考え方でございます。

また、生涯学習関係につきましては、7月17日以降から順次それぞれの会議体等のところでお配りさせていただきながら、調査を実施していくというスケジュールを組んでございます。

(4)「今後のスケジュール」でございますが、速報値につきましては、8月下旬にデータをまとめさせていただきまして、また、こちらの教育委員会のほうにご報告をさせていただきたいと考えてございます。また、最終版につきましては、12月下旬には製本したものをつくりまして、またこちらのほうにご報告させていただこうというようなスケジュールを考えている次第でございます。

次に、2「設置要綱第3条に係る（仮称）葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会の委員構成」でございますが、ごらんいただきましたように、学識経験者4人以下、自治町会連合会、東京商工会議所葛飾支部、民生委員児童委員協議会、私立幼稚園連合会、青少年育成地区委員会会長連絡協議会、青少年委員、スポーツ推進委員、社会教育委員、体育協会、かつしか区民大学区民運営委員会、PTA連合会（幼稚園、小学校、中学校）、また公募委員といたしまして3人、あるいは区立小学校及び中学校校長会、区内都立高等学校校長、あと、私ども教育委員会の教育次長、教育振興担当部長という形で構成をしていきたいと思っております。学識経験者以下の方につきましては、それぞれの方、また自治町会連合会等につきましては、今それぞれの組織のほうに推薦依頼をお願いしているところでございますので、また後ほど決まりましたらご報告をさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

説明は以上になります。

○委員長 今、教育計画推進担当課長から説明がございました。質問等ありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 前に、教育振興ビジョンの策定のときなどにかかわったことがあるのですがけれども、今回は教育振興ビジョン、学校教育を中心にしたものと、生涯学習振興ビジョン、主に社会教育を中心としたもの、二つが一つにまとまってでき上がるということで、検討する委員の方々も工夫されたと思います。これでよいと思いますけれども、都立高等学校の校長さんを入れられたことはどんな狙いがあるのかというのを一つお聞きしたいと思います。

それから、アンケートのほうは、私はこれを全部やってみまして、まあ、よいだろうと思えました。特に教員がこの教育振興ビジョンについて、アンケートで今までのやってきたことを

書くというのは初めてなので、結果がどういうふうになるか、参考になるというふうに思いました。

以上です。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 今お話しいただきました、まず委員構成でございますけれども、区内の都立高等学校の校長先生をお1人お願いするという考え方でございます。次期の計画につきましては、今、小・中の連携ということで動いてございますが、中学校と高校の連携を含めまして、これからの学力といたしましては、中学校からすると、もう一つ先の1ランク上のところのことも考えていただきながらやっていけたらなというふうに思っているところでございます。また、高等学校のほうとの連携事業につきましては、現在、指導室を中心に詰めているところでございますけれども、例えばクラブ活動であったり、夏季の講習会であったりというような形で、高校との連携を進めながら、よりいいものをつくっていく。そのためには今回の基本計画の中にも盛り込んでいきたいというふうに考えている次第でございます。そのような考え方から、都立高等学校の校長先生を入れているという考え方でございます。

以上です。

○委員長 いかがでしょうか。

○松本委員 結構だと思います。

○委員長 よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私のほうで。

保護者が3,800人というのは割合的にもすごく多いですし、ということは、実際に子どもを区のこの教育の中で育てている生の声が聞こえるかなということで、私としては非常にいいなというふうに思いました。よろしく願いをいたします。

それから、集めるときにも、「封筒に入れて返してください」という配慮もあって、親としては書きやすいのかなというふうに思いました。よろしく願いをいたします。

それでは、次にまいります。

報告事項等2「平成23年度葛飾区立校外学園実績報告について」。

施設課長、お願いします。

○施設課長 それでは、「平成23年度葛飾区立校外学園実績報告について」、ご説明いたします。

日光林間学園及びあだたら高原学園の管理運営につきましては、平成19年11月から指定管理者制度を導入しており、平成23年度の指定管理者は東急コミュニティー・グリーンハウス共同

企業体でございます。

まず、日光林間学園ですが、東日本大震災の影響で、栃木県より、南相馬市からの避難者の受け入れ要請がございまして、平成23年3月11日から4月14日までの間休園いたしました。それを除く日につきましては、移動教室の受け入れ及び一般利用の受け入れを通常どおり実施いたしました。結局、南相馬市からの避難者の方は来られませんでした。

一方、あだたら高原学園につきましては、飯館村の避難者の受け入れにより休園を行ったほか、移動教室が中止になったことに伴いまして、平成23年9月から休園となりました。また、あだたら高原学園あり方検討委員会の中で今後の方針を検討した結果、廃止することがやむを得ないという結論に達し、平成24年3月の第1回葛飾区議会定例会であだたら高原学園を廃止する条例改正の議決を受けました。

平成23年度の各学園の利用実績は次のとおりでございます。まず、宿泊利用件数ですが、日光林間学園は、一般のお客様のご利用は250件でございました。これは、22年度に比較いたしまして41件の減となっておりますが、主な要因は3月から4月の休園の影響でございます。また、移動教室と公用のご利用は61件で、6件減となっております。これは、公用での利用が減ったためでございます。

次に、あだたら高原学園であります。23年度の一般利用は16件で、前年度に比べまして190件の減となっております。あだたら高原学園の移動教室は中止になりましたが、公用の利用は5件ありました。

次に、宿泊利用人数ですが、これは延べ人数でカウントしております。

まず、日光林間学園の一般の利用で865人の増となっておりますが、これは大口の団体利用があったためでございます。移動教室・公用で930人減っているのは、主に毎年4月に実施している中学校1年生のふれあい教室が実施されなかったためでございます。

一方、あだたら高原学園は、次の2ページになりますが、一般利用者が97人、公用が21人だけということになりました。

次に、施設利用料金収入実績ですが、施設利用料金収入は、日光林間学園とあだたら高原学園を合わせまして1,060万8,960円でございます。これによる区への還元でございますが、日光林間学園において当初の収入見込みが1,000万円であったのに対しまして、実際の収入が1,047万7,560円と、47万7,560円上回りましたために、その50%の23万8,780円が区に還元されたものであります。

次に、修繕等でございます。指定管理者が実施した修繕は、日光林間学園が26件で621万6,929円、あだたら高原学園が8件で152万5,030円、合わせまして774万1,959円でした。一方、区といたしましては、3ページになりますが、日光林間学園の体育館耐震補強工事や飯ごう炊き場の椅子、テーブル、かまどの改修工事を実施いたしました。

次に、貸付燃料・光熱水費でございます。燃料・光熱水費につきましては、日光林間学園とあだたら高原学園を合わせまして2,100万円を貸し付け、1,757万1,438円が支出され、342万8,562円が区に返戻されております。

次に、指定管理者の自主事業実績でございます。日光林間学園では、サマーキャンプをはじめとした記載のような六つの事業を実施いたしました。一方、あだたら高原学園では、上2段の自動販売機設置と食堂コーヒーの販売を実施いたしました。ここでは、あだたら高原学園の自主事業による収益金の50%、8,040円が区に還元されました。

次に、広報活動実績ですが、3ページの下から4ページ上の表に記載のような方法により、区民の方々に広くご利用いただけるようにPRに努めました。

次に、モニタリング実績でございます。モニタリングには、指定管理者の不十分な点を改善するためにみずから点検するセルフモニタリングと、区が実施しておりますアンケート調査がございます。その結果を踏まえまして、23年度は区と指定管理者で管理運営業務改善のための協議を行い、その結果、暖房便座の設置等、サービスの改善を行いました。

次に、9として、あだたら高原学園の東日本大震災以後の概要や学園廃止までの経緯がまとめてございます。

6ページ、7ページは、日光林間学園のアンケート調査の結果でございます。まず、左の6ページは、移動教室での利用の際に各学校の先生方にお答えいただいたアンケート調査の結果でございます。上から「学園職員の対応」「食事の味付け」「清掃の状態」とありますが、「食事の味付け」以外は、「とても良い」と「良い」を合わせますとほぼ90%の先生方にご満足いただけております。移動教室の食事につきましては、ご満足いただけていない理由といたしましては、料理が冷めていたとのご意見がありましたが、食事が始まる30分前までにセットを終えることが要望されておりますので、なかなか難しいところではございますが、指定管理者もみそ汁やスープなどは電磁調理器で保温しながら提供するなど、できる限りの努力はしております。

次に、7ページ、一般利用のお客様のアンケートの結果でございます。こちらにつきましては、「学園職員の対応」「食事の味付け」「清掃の状態」ともに、「とても良い」と「良い」を合わせますとほぼ90%のご利用者にご満足いただけております。今後もお利用者の方々にこれまでも増してご満足いただけるように施設の管理運営に努めてまいります。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして8ページをごらんください。財務状況の資料を添付しております。まず8ページは、日光林間学園の損益計算書でございます。Iの売上高の下の指定管理料4,745万1,000円が、区が指定管理者に支払った施設の管理運営のための委託料でございます。また、そこにお客様から得た施設利用料金収入を加えたものが、売上高合計5,799万5,660円でございます。これに対していわゆる支出の部が、IVの販売費及び一般管理費

でございます。この中には、人件費、旅費交通費、広報宣伝費等々が含まれております。したがって、Ⅲの売上総利益5,799万5,660円からこれを差し引いた額がⅤの営業利益136万3,638円となります。このほか、食事賄い業務、自主事業業務の合計が指定管理者の当期純利益でありまして、一番下のⅧの一番右にありますように、日光林間学園では110万2,457円のプラスとなりました。

その隣の9ページは、日光林間学園における貸借対照表でございます。

恐れ入ります。1枚おめくりいただいて10ページをごらんください。同様に、あだたら高原学園の損益計算書でございます。あだたら高原学園につきましては、一番右下にございますように、189万9,360円のプラスとなっております。また、同様に、その右側の11ページは、あだたら高原学園におけます貸借対照表でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 今、施設課長から説明がありました。質問等ありましたらお願いをいたします。

竹高委員。

○竹高委員 子どもたちは日光林間学園に行くのを毎年とても楽しみにしていることと思います。私も一度見学に行かせていただいて、食事のほうはとてもおいしかったように覚えているのです。全体的に施設もとてもきれいに使われておりますし、今の状態を維持して、子どもたちのために行っていただけると幸いです。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 平成23年の9月からあだたら閉園ということで、本年3月の区議会定例会で廃止と。これは承知しているのですが、たしか、あだたらの土地は国の所有で借り物ですよね。それで、建物があって、今後これをどうするかという方向性は区議会のほうで決めているのでしょうか。

○委員長 施設課長。

○施設課長 この施設の利用につきましては、特に区議会から、こうしたらどうかとか、そういったご意見等々はまだいただいてございません。私ども教育委員会といたしましては、まだまだ十分使える施設ですので、取り壊すのではなく、何とか活用してもらえぬ団体がないかと。そういったところで、私も今までいろいろなところに足を運んできましたが、今のところ、「施設を使わせてもらいたい」という団体はまだ見つかってございません。

○佐藤委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、ないようですので、次に、報告事項等3「学校選択制における兄弟在籍校入学希望者の取扱いの変更について」。

学務課長。

○学務課長 「学校選択制における兄弟在籍校入学希望者の取扱いの変更について」、ご説明をさせていただきます。

まず理由でございます。本区の学校選択制におきましては、兄弟が通学区域外の学校に在籍しており、その学校に弟妹が入学を希望する場合は、特例といたしまして無抽選で入学できることとしております。しかしながら、近年、一部の地域におきまして、通学区域内の児童・生徒の増加により、現状の学校規模では通学区域内の児童・生徒の受け入れが困難となる学校が見込まれているところでございます。そこで、将来にわたりまして適切な教育環境を確保するため、この取り扱いの見直しを行うものでございます。

変更の内容でございます。これまで兄弟が通学区域外の学校に在籍をし、その学校に弟妹が入学を希望する場合は、無抽選で入学予定者としておりましたが、今後は、受け入れ可能人数に余裕がある場合はこれまでと同様に無抽選といたしますが、受け入れ可能人数を超えた場合には、他の通学区域外からの希望者に優先をして抽選を行いまして入学予定者を決定することといたします。

この変更の考え方でございます。ご承知のとおり、本区では、学校選択制とは別に、指定校変更制度というものがございます。この制度では、許可基準に該当する場合に、通学区域外の区立小・中学校に指定を変更することができるようになっております。この許可に当たっては、やはり適切な教育環境を確保するため、受入れ先の学校の定員に余裕がある場合に限るとしているところでございます。そして、この指定校変更制度のもとでも、兄弟・姉妹の在学が指定校変更の許可基準の一つとして定められておまして、今回、両制度の整合を図りまして、学校選択制のもとにおいても適切な教育環境を確保することができるように改善をさせていただくものでございます。

参考までに、入学予定者を決定する優先順位といえますか、手順を記載させていただいております。まず、通学区域内の児童・生徒は無抽選で入学予定者として決定いたします。第2に、兄弟在籍校への入学希望者につきましては、受け入れ可能人数に余裕がある場合には無抽選、受け入れ可能人数を超える場合には、この希望者の中だけで抽選を行いまして、優先的に入学予定者を決定いたします。そして最後に、その他の希望者について抽選を行いまして入学予定者を決定する、こういった流れになります。

なお、②の後段の定めが適用される場合、この抽選は単に補欠の登録順位の決定ということになるものでございます。

次に、周知方法でございます。8月下旬に新1年生の保護者に配付いたします学校案内や、10月下旬に発送いたします希望調査票の案内文に掲載させていただくほか、葛飾区ホームページにおいても周知をしてみたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 今説明がありましたが、質問等ありましたらお願いをいたします。

竹高委員。

○竹高委員 この兄弟在籍校入学希望者の取り扱いの変更については、正しいことではないかなというふうに感じるのですが、特別な事情があつてその学校を選択している生徒がいる場合、そこがとても人数が多い学校だった場合は、どういう対応をなさっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 学務課長。

○学務課長 仮に抽選に漏れたというケースを想定してお答えさせていただきますと、特別な事情がある場合は、先ほど申し上げたように、指定校変更制度というものがございます。その許可基準でございますけれども、大きく分けると四つほどございます。例えば「身体的な理由による場合」であるとか「教育的な配慮が必要である場合」「家庭環境による場合」「その他個別的な事情で配慮が必要な場合」ということで、その基準を当てはめてございます。最後には、「その他教育委員会が特に必要と認める場合」というのも入っているのですけれども、それは、それぞれの個々の事情に応じて真に必要なということ判断した場合には、適切に就学先を決定してまいりたいというふうに考えております。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 一つ伺いたいのです。こういう取り扱いの変更が出たということは、これに該当するような学校が去年あったのかどうかというのを一つ聞きたいのと、なかったとすれば、こういうことが今後予想される学校がどのぐらいあるのか。わかる範囲でいいのですが、お願いします。

学務課長。

○学務課長 昨年の例で申し上げますと、1校ございました。上小松小学校でございます。3学級で募集をしていたのですが、4学級にせざるを得ない状況でございました。そういったわけで、教室が全くないという状況でございました。

直近のことを申し上げますと、今年度もそうした心配がされる学校がございます。もう既に増築した学校なのですが、将来を見越して建てたのですけれども、予定を超えると本当に入らなくなってしまふ、建てる場所もないという学校がございます、その募集定員が例えば135人だとすると、通学区域内のお子さんがやはり同様の数があると。もちろん、ほかの学区を希望されるお子さんも中にはいるのですけれども、とても成績のよろしい学校で、とても人気のある学校でございまして、そんな懸念もあるということでございます。

○委員長 わかりました。

では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 では、次にまいります。

報告事項等4「平成25年度中学校移動教室について」。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、私から、「平成25年度中学校移動教室について」、ご報告をさせていただきます。

初めに、概要についてご説明をさせていただきます。

平成24年度の中学校移動教室につきましては、長野県菅平にて実施をしております。平成25年度の中学校移動教室につきましては、今年度と同様に2泊3日の行程で民間宿泊施設を利用して実施をしております。なお、宿泊施設や活動内容等につきましては、プロポーザル方式によりまして事業者を選定してこれから決定してまいります。その際には、事業者の持つ情報、専門性、企画力を十分に検討すること、さらには、提案限度価格内でより充実した内容になるものを総合的に判断をしております。

次に、活動内容等についてでございます。今年度の実施状況における教員や生徒の意見を踏まえながら、移動教室の意義なども含めまして総合的に検討して、宿泊施設の条件や活動内容等を今後検討してまいります。

次に、委託業者の選定に関する日程でございます。平成24年8月に第1回選定委員会を開催いたします。9月に提案書等の公募をいたします。その後、事業者から提出された提案書を受けまして、11月に第2回選定委員会を開催し、委託事業候補者を決定してまいります。そして、25年4月初旬に契約を締結する予定でございます。

次に、平成24年度の実施状況でございます。まず、活動内容といたしましては、そこに書かせていただいております菅平での2泊3日の活動。1日目には、宿泊施設周辺でオリエンテーリング、または、ガイドが作成したネイチャーウォーク等を行いました。2日目には、登山ガイド付きの根子岳の登山等を実施しております。そして3日目は、和紙の工作等を体験しております。

アンケートの実施につきましては、今までの実施校でいくつか実施しておりますので、それについて簡単にご報告をさせていただきます。まだ集計の途中でございますけれども、教員からは、「建物の構造が複雑である」というような施設のアンケートが出ております。それから、「部屋の定員が小さい」というようなことも出ております。さらに生徒のアンケートからは、菅平の移動教室でございますが、満足度が76.5%となっております。その中でも、これは菅平に限ったことではないかもしれませんが、「友達と楽しく過ごせた」、そこに満足度を持って

いる子どもたちが約9割を占めております。子どもたちの今後の活動の希望といたしましては、デイキャンプ、さらにはスキー、収穫などの農業体験というようなことが出ている状況でございます。

なお、中学校校長会からは、「今年度の実施の状況を踏まえまして、安全確認等もできた根子岳登山を前提に、来年度は菅平地区及びその周辺で、施設の選択肢も増やしながら実施をしていきたい」というような要望をいただいております。

今年度の実施状況、さらには成果や課題を明らかにいたしまして、教員、それから子どものアンケート記述内容を総合的に検討いたしまして、来年度の中学校移動教室については検討・実施をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今、報告がございました。質問等ありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 あだたらが廃止になって、遠かったというデメリットがあったので、この際、それよりも近いところになればいいなと期待を持ったのですけれども、中学校長会のスタッフたちに聞きましたが、富士五湖あたり、観光地ですので、施設を確保していくというのは難しいのです。やむを得ないかなと思っています。

そこで、2年生は、職場体験とか秋の新人戦がありますので、日程が大変きつい教育課程を組んであります。今年度の割り振りなどを見たときに、年度初めは雪があつて上まで十分登れなかったというのもありましたし、連合陸上競技大会の前後も本当に窮屈に教育課程を組んでありますので、私は思うのですけれども、小規模校の学校については菅平で実施でも結構なのですが、宿泊施設を複数とって、1校ずつ行くのではなくて、2校ぐらいいっぺんに行けるという方法も考えたらどうかと思いました。

また、双葉中学校の夜間学級と特別支援学級も枠をとってあるのですけれども、私は両方の引率をしたことがあるのですが、日光林間学園という区が持っている施設があるのですから、中身を工夫して、日光を使わせて、菅平はその2こまをあけてあげるのがいいのではないかなというふうに思いました。

次に、この前、バスで菅平を往復いたしましたけれども、できましたら、1日目と2日目の行程を少し工夫して、どこか寄っていくとか、活動のできるものをもっとアイデアを出したらいいのかなと思います。例えば、あだたらに行っていたときには、行きにどこかに寄ったり、帰りにあぶくま洞に寄ったり、常磐道を通ったりして、ルートも少し工夫して、子どもたちに活動を提供していたので、その辺のところは工夫したほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、松本委員からお話をいただきました日程の工夫と実施校数、さらに双葉中学校の夜間学級と特別支援学級との合同の宿泊の場所、さらには1日目の工程の工夫など、今ご意見をいただいたことも今度の選定委員会のほうには出させていただきます、意見等の際に十分参考にさせていただきたいと思っております。

○委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 今年度は菅平ということなのですが、先ほど生徒の満足度が76.5%ということでした。でも、生徒はあだたらを全然知らないわけですよ。初めて行くわけだから。私のほうもこの間視察に行って、先ほどお話があったように、建物が複雑とか、小さいとか、それと何よりも、何かつけ足してみたいで……。それから、女子のほうはまだいいかなと思ったけれども、男子のほうの部屋は大分汚いし、引率教員とか先生たちはあだたらもわかっているわけですから、今調査実施中ということですが、今まで耳にしているようなことがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいのです。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、アンケートの実施をしているところでございますけれども、教員のほうからは、今お話になったようなことも出ておりますし、さらに、施設については、中学校校長会についても、「あの施設だけでは非常に厳しいだろう」という意見も出ております。そこで、今回実施するに当たっては、「その施設がそれで可能なのか、さらにはもっと違うところを探すのか」というような校長会からの要望も出ております。校長会が要望を出すということは、当然、学校の教員の意見も踏まえております。そのあたりは私たちもきちっと大事にしていきたいというふうに思っています。

○佐藤委員 よろしく願いいたします。

○委員長 よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようでしたら、次の報告にまいります。

報告事項等5「夏季休業中の生活指導について」。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、「夏季休業中の生活指導について」、ご報告をさせていただきます。

こちらにお出しいたしました資料は、7月の校長会で伝えた内容でございます。今回、大きく6点について校長会を通して校長に指導の徹底を指示したところでございます。

まず1ページ目、健全で充実した生活を送るということを指導しております。夏季休業中の

意義を十分理解させること。健全で規則正しい生活を送って満足感や充実感を子どもたちが味わうことができるように事前に指導する。さらには、夏季休業中に1学期の学習を振り返り、児童・生徒みずからが補足的・発展的な学習に取り組むことができるように、これについても事前に指導するように校長会で指示をしております。

次に、2ページ目でございます。第2点につきましては、家庭や地域社会の一員としての自覚を持たせる指導を事前に行うように指示をしております。夏季休業日は、家族と話し合ったり、家族での仕事を分担したりするなど、非常に重要な貴重な期間でもございます。家庭生活の意義を考えて、自分が家庭を構成する大切な一員であることを自覚できるように、これについても事前指導をしっかり行うよう指示をいたしました。

3点目は、安全指導の徹底と事故防止について指示をしております。まずは、「子どもの命を守る」という視点から、各学校の教員に1人ずつ配付しております「安全教育プログラム」を活用して、交通安全教育、さらには災害安全教育の事前指導を行うよう指示をしております。さらには、夏は、残念ながら変質者、痴漢による性的被害などが多い時期となっております。これにつきましては特に今回強く指示をしたところでございますが、外出をするときに、外出先や帰宅時間、一緒に活動する友達の名前などを必ず保護者に知らせるという約束事も徹底するよう指示をしたところでございます。さらに、いじめ等の対応がございます。学校には確実に正確な把握をするように、さらには、子どもたちに、いじめは絶対に許されないことなのだ。もし休業中にいじめを受けたり、いじめが起こっていることを見たりしたら、すぐに学校に連絡するよう指示をしております。さらには、子どもたちに、葛飾区総合教育センター教育相談部、または東京都いじめ相談ホットラインなど、さまざまな悩みがあったときに、いじめも含めて対応できる教育相談機関について知らせるよう指示をしたところでございます。

続きまして、4ページと5ページをごらんください。4点目は、非行や問題行動の防止でございます。ここには、夏季休業中には開放感から問題行動を起こしやすい傾向があるということ。さらには、問題行動を未然に防ぐために、休業に入る前に、特に非行防止・犯罪被害者理解教材を活用したり、さらには万引き防止教材を活用して、学級や学年集会、全校集会等を通して、問題行動の防止について指導を行うよう指示をしております。さらには、この問題行動の防止につきまして、学校や「学年だより」等を通して家庭への理解と協力を求めるよう指示をしたところでございます。

次は、6ページ目をごらんいただきます。5点目、不登校児童・生徒への親身なかかわりと適切な指導でございます。夏季休業期間中を活用いたしまして家庭訪問や個別指導を各教員が実施することによって、今、不登校となっております児童・生徒や家庭との十分なコミュニケーションを図るよう指示をいたしました。

最後に、第6点目、障害のある幼児・児童・生徒に対する指導でございます。ここに付きま

しては、一人ひとりの状態や発達段階に即しまして、家庭と連携をしっかりと図り、基本的な生活習慣や、さらには一人ひとりの個別指導計画に基づいたきめ細やかな指導を夏季休業中を生かして行うように指示をしたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 今、指導室長のほうから報告がございました。質問等ありましたらお願いをいたします。

松本委員。

○松本委員 4番目の「非行や問題行動の防止」のところに関連しているので話したいと思います。

前に、夏休み前に学校で問題行動が多発していて、夏休みとか2学期が心配されていたのですが、やはり2学期になって大荒れをした体験がございます。そこで、ここに、夏休み期間に文部科学省などのいろいろなリーフレットを活用して、改善策を協議し、その実践に努めるとございますけれども、区内でちょっと心配だなという学校があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今お話のように、夏季休業前にしっかり把握して、そして、夏季休業中ではありませんけれども、教員が集まって、その後の策についていろいろ練り上げることは非常に重要なことだと思っています。今ご指摘がございました、それについて私たちのほうも報告は受けておりますが、やはり区内の小・中学校の中には組織として今後対応することが必要な学校がございます。その学校につきましては、校長を通して、そこについてもさらに休業日前に私のほうからも念を押して、組織で対応に当たる、検討するということについても含めて指示をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長 よろしいですか。

○松本委員 よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 この夏季休業中の生活指導であります。夏季休業中に限定されないでの生活指導になるかと思っておりますけれども、このたびの大津の中学生の痛ましい事故、教育委員会に所属するものとしては本当に痛恨の思いがいたします。私たちの葛飾区におきましても、らち外というわけにはいかないのではないかと思います。各学校にあっても、指導室と連携をとりながら、いじめの問題解決に当たっていただいているところでもあります。にもかかわらず、多くのいじめ問題、教育委員会の1人である私のほうにも相談という形で寄せられております。

昨年、1人の児童の保護者から電話がありました。その児童は延べにして2年間不登校であ

りました。その家庭での症状などを私もじかに拝見しました。動物とも言えるような、壁を蹴ったり、母親に暴力を振るったり、さまざまな症状が出ておりました。これについて保護者のほうから、学校、警察、教育相談、病院、そして教育委員会の1人であります私のほうにも相談がありました。

私としましては1年間かかわってきましたが、数十回にわたりまして家庭訪問し、また、電話にしましても、何十回となく電話連絡をし、1回の相談といいますか家庭訪問の時間も3時間を超えることがありました。私は、やはり聞く側に回ることが大事ではないかと思っ、徹して聞いてまいりました。それから、指導室のほうにもご協力をいただきまして、指導主事のほうから学校指導をやっていただき、ロードマップもつくっていただきまして、学校側としていじめの問題がなくなるように計画的に努力してきたようであります。

それから、指導室の先導のもとに、数回、子どもを連れて私も一緒に学校に登校したことがございます。それにもかかわらず、学校の改善が見られないために、保護者としては、学校を訴訟するというところまできたわけであります。その際、担当をやっておりましたこのいじめ問題に大変造詣の深い弁護士から「訴訟するには転校が条件である」ということを告げられまして、転校という手段をとりまして、この4月から別な学校で元気に通っているところであります。

こうして見ますと、いずれにしても、私たち大人としての対応の仕方が大変重要になってくるということは申すまでもないことだと思いますが、特にこの学校、校長を初め、現場での教員の対応の仕方、大人としての対応の仕方が問われているのではないかと思います。

私はその中で三つ大きな対応の仕方で、難しいことではありませんけれども、早期発見・早期治療と言いますけれども、その中のどんな小さなサインも見落とさないということが必要ではないかと思います。当たり前のことですが。

2番目としては、大人としての私たちの対応も全力でやっていかなければならない。そして、全力と関係がありますけれども、3番目として、誠実でなければなりません。学校側のいろいろな対応を見ますと、やはり若干どころか、「えっ」と思えるようなことがたびたびありまして、私もざんきの念にたえないような場面もたくさん見てきました。早期発見・早期治療、どんな小さなサインも見落とさない、そして全力で当たる、それから誠実に対応するというふうに私は思うのですが、室長、いかがでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、遠藤委員のほうからお話がありました。やはり学校の役割というのは非常に大きいというふうに思っております。今回の大津市の事件につきましても、これは決して対岸の火事ではない。今回のこのときに、もう一度私たちも、今子どもたちを見ている私たち教員の目をもう一度振り返る必要があるというふうに思っています。

そこで、今お話がございました、やはり教員が小さなサインを見落とさない、そういう見目をしっかりと持つこと、これについては重要なことだというふうに思っております。さらには、対応には全力で行う。これは簡単に解決するものではないと思っております。一時的に問題が解決したとしても、またさらに再発することもございます。最後の最後まで全力でその後を見守っていくということが重要であるというふうに私も思っております。さらには、誠実な対応が全ての基本だと思っております。私たちは大事な子どもたちを家庭からお預かりをしております。そして、子どもも人権がございます。一人ひとりの子どもに対して誠実に対応することは、ぜひ葛飾区の学校全体で今後もやってまいりたい。これが重要であるというふうに思います。

以上でございます。

○委員長 今の遠藤委員のいじめにかかわる大津とのかかわりもあると思うのですが、そのことに関しましては委員の方にご意見を聞きたいと思うところもありますので、「その他」のところでお話を伺いたいと思います。このところでは、夏季休業中の生活指導のほうに絞りたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 夏休みというのは、生活習慣というか、生活のリズムが狂いやすい時期ですよ。私が思うに、各町会とか自治会でラジオ体操をやっていますよね。私も自分のところには出るようにしているのですが、出てみて感じることは、子どもの数がすごく少ない。逆にお年寄りが多くなっている。そういう状況にあるのです。このラジオ体操に参加させることによって朝早起きになるし、生活のリズムをつくるには一番いいのではないかなと思っております。これはなるべく参加するように、できたら先生なり担任なりが言っていただけたらと思うのですが、よろしくをお願いします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 お話のとおり、早寝・早起き、そしてリズムをつくる上では、このラジオ体操に参加というのは非常に有効であると考えております。中学生になるとなかなか難しい状況もあるかというふうに思っておりますけれども、この夏休みに入る前に、私のほうからも、再度、校長会、そして副校長会を通して、子どもたちの生活リズムをつくるという意味で、このラジオ体操の参加についても広めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私のほうから。

2ページの「安全指導の徹底と事故防止」というところで、子どもが悩みなどを持ったり、どうしたらいいかなと困ったときには、こういうことがあるよ、こういうホットラインもあるよ、子どもネットもあるよと、いろいろな教育相談機関についての周知を図ることはとても大事だと思いますので、春とかにはやっていると思うのですけれども、夏休みに入る前に、もう一度、その学年の発達に合わせて、ぜひ対応できる教育相談機関についての周知を図っていただきたいと思います。

それから、去年は夏休中に交通事故がありましたよね。本当に取り返しのつかないことで、ぜひこの夏は交通事故がないように……。自転車の飛び出しだったのかな。——そうでしたね。ぜひまたもう一度指導を強めていただければと思います。

○竹高委員 昨年あった交通事故で、音楽を聞きながらの事故だったように聞いている件もあります。音楽を聞きながら、イヤホンをつけながら、あと、携帯電話をやりながらの自転車の事故が今、多いようです。中学生ぐらいになりますと音楽を聞きながら自転車に乗っていることもあるので、中学校のほうはその部分でのご指導を重点的にしていただけるといいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 では、次にまいります。

報告事項等6「平成23年度総合教育センター事業の実績について」。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから、「平成23年度総合教育センター事業の実績について」、ご報告をさせていただきます。

まず、1ページ、調査研究についてでございます。調査研究部におきましては、体力調査の研究委員会を組織しております。この取組は、昭和45年度から継続している調査でございます。研究の内容といたしましては、小・中学生の体力の実態の把握、さらには、体力向上に資するための研究をしております。こちらにつきましては、研究の成果を4月初めに各学校に研究紀要として配付しております。これについては各学校で活用するように学校にも指示をしているところでございます。

続きまして、教育相談についてでございます。総合教育センターにございます教育相談部の事業といたしましては、区内の幼児から高校生までの子どもとその保護者を対象といたしまして相談を受けております。相談内容といたしましては、性格や行動に関すること、精神や身体、さらには進路や学業等についてのこと、さらには子育て等についても相談を受けております。

では、2ページ目をごらんください。こちらにつきましては、相談の内容、状況について書

かせていただいておりますが、この中で特にお話をしたいことは、まず、新規の相談数でございます。昨年度は439件の相談がございました。内訳につきましては、就学前の子どものこと、さらには低学年の子ども、高学年の子ども、そして中学生、高校生、そのほかの方からというような内訳になっております。現在、こういう相談につきましては、電話相談と来室による相談、またはカウンセリングを行っている状況がございます。

さらに、③にありますけれども、平成23年度取扱件数につきましては、そこに書きました663件についてそのような相談の内訳となっております。相談の終了件数は442件となっておりますので、まだ継続しているものもございます。

④に、性格行動の調査のうち「いじめ」に関する相談の内訳について昨年度のものが書いてございます。昨年度は全部で18件でございました。いじめの相談の内訳につきましても、本人から、お母さんから、お父さんから、そして知人からということで、23年度そのような内訳になっております。23年度は18件ということでございましたが、参考までに、今年度の4月から6月までの教育相談部でのいじめに関する相談件数は7件ございました。

続きまして、3ページでございます。適応指導教室でございます。こちらにつきましては、ふれあいスクール明石といたしまして、学校になかなか通えない子どもたちをふれあいスクール明石で個別に指導等をしております。昨年度の通級者につきましては、小学校が5名、中学校が44名の全49名となっております。さらに、不登校でセンターに来ている子どもたちにつきましては、37名の子どもが学校の生活に起因するということで来ております。

続きまして、4ページ目をごらんください。こちらにつきましては、小学校・中学校別、さらには、ふれあいスクール明石につきましては、指導をした結果、その後どうなったかという退級と継続ということで数値をここに示させていただいております。49名の子どもの中で39名は退級をしたりしております。退級というのは、高等学校への進学、さらには自分の在籍する小・中学校への復帰ということを退級としております。残念ながら、また継続して今年度もというお子さんもいらっしゃいます。

続きまして、5ページをごらんください。こちらにつきましては、総合教育センターで実施しております各種の事業でございます。こちらにおきましては、教科図書資料の整備や貸し出しをしております。

さらには、6ページ目になりますけれども、ここには総合教育センターで実施をしております教職員の研修会についての実施状況を報告させていただいております。昨年度は延べ55回の研修を実施してございまして、参加者数につきましても延べ800名の教員が参加をしたということになります。

続きまして、7ページでございます。総合教育センターでは、教育相談研修についても実施をしております。区内の幼・小・中学校の教員を対象に、全部で四つの研修会を行っております。

して、延べ32回実施をいたしまして、延べ862名の教員がこの教育相談研修に参加をしております。

次に、7ページの下段でございます。教員研修の初任者に対する、さらには2年次、4年次の教員に対する研修についてそこに記録をさせていただいております。

特に8ページをごらんいただきますと、④という欄がございます。葛飾区では初任者に対しまして、総合教育センターにおります元小学校・中学校の管理職、退職者によります授業観察を年5回実施しております。私は、これは葛飾の誇るべき特色であるというふうに思っております。このような形を通して、1年目の教員が授業力向上の取組をしておるところでございます。

2・3年次研修会につきましても8ページにご報告させていただきました。170名の2・3年次の教員が受講しております。

そして、9ページをごらんいただきますと、こちらには4年次研修会等についても記載をさせていただいております。

最後になりますが、6番、9ページの科学教育センターの事業でございます。総合教育センターでは、科学教育センターを実施しております。土曜の科学教室についての平均出席率は小学校は78%、中学校が62%等々をここの表に入れさせていただいております。さらには、夏休みに親子理科わくわく実験教室も実施しております。さらに、教員に対しても理科の実技研修会を実施したところでございます。来年度4月には、東京理科大学の葛飾キャンパスが開校いたします。それを機に、大学との連携を図って、この科学教育センターについてもますます充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

各学校については、この23年度の実績結果も踏まえながら、教員一人ひとりが自分の能力アップ、それから、自己実現のために総合教育センターの事業を活用するように指示をしたところでございます。

私のほうからのご説明は以上でございます。

○委員長 今、説明がございました。質問等ありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 総合教育センターは大変活躍していると思います。特に研修部、新採の教員がたくさん入ってくる中の研修を担当しているところは、他区に自慢できるような指導をしていると思います。

もう一つは、科学教育センターの内容です。ほかの区では実施していないところもあるのですが、これも葛飾がほかの区に誇れる自慢の事業であると思います。理科大のほうに移ってからさらに飛躍すればいいなと思っております。

そこで、もう少しこうしたらいいというところを二つ申し上げます。

一つは、1 ページ目の体力調査研究委員会です。これは、長年、区内の児童・生徒の体力を調査はしてきたのです。調査はしてきたのですけれども、全国や東京都と比較して頑張らなければいけないという実態、数字は出てくるのですが、「では、どうする」という部分と「どうしよう」というリーダーシップを発揮するところまではいっていないので、調査・研究だけではなくて、それに基づいてどうやって推進するかということここにもう少しやっていただけたらなと思いました。

次に、3 ページ目の「ふれあいスクール明石の現況」のところで、このスクールに通う児童・生徒が年々減っているというのが気になります。不登校の数が増えていて、いろいろなところで問題になっているし、不登校に関する相談件数も多いのですけれども、ここのスクールに通う生徒が減ってきているというのをもうちょっと分析してみて、できるだけここで原級復帰できるようにやっていただけたらなと思います。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今お話しいただきました体力向上に向けた具体的な推進策を策定して各学校に知らせること、これについて24年度の体力調査研究委員会のほうにも私のほうから伝えてまいります。

ふれあいスクール明石の子どもたちの入級数につきまして、確かに数字が減っているという状況がございます。このふれあいスクール明石について、学校を通して保護者に知らせるなどしているところでございますけれども、この辺についても、ここで学習することによってその子どもの課題を解決するという子どもについては、もっと積極的に保護者に投げかけていく。このところも今後改善をしてまいりたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

○松本委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私のほうから。

私も、2 ページの新規の相談の現況、「性格行動」の中の不登校の数が3けた、多いなというのはずっと感じる場所ですね。適応指導教室をやっている、それはそれですごく効果も出ていると思いますが、もう一つ何か手を打てないのかなと考えたときに、その指導教室の指導の先生はもちろんだけれども、そういうことに専門家というのはいないのでしょうか。そういう専門家の人が入るときがあると、不登校の子どもというのは心理的なものなど、いろいろなことが兼ね合っていると思うので、来た子をただ受けとめて、行けるようにしようという教員の持っている指導力だけではなくて、専門家から何かアドバイスのようなものが子

どもにできると変わるのかなというような思いをしたのです。

ここに、「また、教育相談担当との連携が可能となり、心理的なケアを行いながら」云々ということがございますね。それに近いかとは思いますが、この教育相談担当というところを、専門的な心理士とか、そういう人にもかかわっていただけるといいかなと思いました。

指導室長。

○指導室長 今お話がございました。教育相談部との連携は当然のことだと思っております。今年度から、今指導室におります巡回型のスクールカウンセラーというものが、週に定期的にこの適応指導教室の担当のカウンセラーとして授業のところに入ったり、それから、個々に子どもの相談を受けたりということで、一緒に遊んでくれるお兄さん、お姉さんという形、さらにはいろいろ悩みを聞いてくれるカウンセラーとして今配置をしているところでございます。その実績については、今年度まだ始めたばかりですので、どういう成果が出て課題が出るかということもございますけれども、引き続きしっかりとやってまいりたいと思います。

○委員長 安心しました。ぜひそれを進めていってほしいと思いました。

ほかにありませんですね。よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 では、次にまいります。

報告事項等7「平成24年度子ども区議会の開催について」。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成24年度子ども区議会の開催について」、ご報告をさせていただきます。

今年度も12月25日に子ども区議会を開催してまいります。例年のように、本会議での代表質問、委員会での委員会質問、本会議での決議文の読み上げを行ってまいります。

資料の1枚目をごらんいただきます。開催日時につきましては、12月25日午後1時から5時を予定しております。

子ども議員の対象者につきましては、区内在住の小学5年生から中学3年生までの児童・生徒としております。例年、人数につきましては、区議会議員数と同数の40名としておったところでございますが、今年度は、応募者の数が例年より多かったという状況がございました。ここにつきまして区議会事務局と協議をいたしまして、今回につきましては46名の子ども議員により子ども区議会を行うこととしたところでございます。

2枚目をごらんいただきます。質問のテーマについてでございますが、児童・生徒が作成する質問・テーマにつきましては、基本的に子どもの自主性に任せたいと思っておりますが、そこには、例えば例示をするなどについては教育委員会のほうでやってまいりたいと思っております。

ます。

そして最後の3枚目に別紙1がございます。子ども区議会に向けての今後のスケジュールがここに書かれてございます。

まず、8月24日でございます。事前の学習会を行います。ここでは、子ども区議会の議員となる子ども46名が参りまして事前の学習会をしております。この事前の学習については教育委員会指導室が担当しております。さらに、10月31日には、事前の打ち合わせ会を行っております。事前の学習会等を通して、子どもたちの様子等も見まして、実際の委員会質問者、さらには代表質問者、それから決議文を読み上げる者等については決めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、先ほどの46名の内訳をお話しして終了させていただきます。中学生が24名、小学生が22名となっています。中学生につきましては、各中学校から1名ずつの推薦をいただきました。小学生につきましては、各ブロックから1名ずつという形で推薦をいただいたところがございますが、一般公募11名、あと、少年の主張大会出場者も含めまして全部で46名としております。昨年度、40名になかなかいかなかったという状況がございましたけれども、今年度は多くの子どもたちが応募したということで、これは非常に喜ばしいことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今、説明がございました。質問等をお願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 昨年度はこの子ども議員に応募する子どもが少なかった、今年が多いということで、出席するに当たっても、推薦なさっている先生方の後押しがあつてのことなのかなというふうに感じます。子どもたちがこういう機会を得ていろいろなところで発言をしていくということは、物事に対していろいろ考えて、自分で発言する力を養えるということですので、ぜひこういう機会を続けて、後押ししてくださる先生が増えてくださることを祈っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私のほうで。

私も何度かこの子ども区議会に参加させていただいております。子どもたちが発言している内容が非常に適切でまとまってきているなど。各現場での指導はもちろんのこと、指導室のほうで夏休みあたりから継続的にその子どもたちに指導をしてくださっているということに本当に感謝をしております。ありがとうございます。言語活動の充実ということが去年あたりから

強く言われている。そして、ただべらべらしゃべるのではなくて、ちゃんと自分の考え、あるいはその根拠といったことを相手にわかるように、そのためのとてもいい、質の高いものであると思いますので、どうぞ今年も充実したいいい会になるように、それから、委員として出た子どもたちが満足感を得られるようなものに仕上げしてほしいと思います。

以上です。

それでは、次にまいります。

報告事項等 8 「平成23年度葛飾区体育施設事業報告について」。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等 8 「平成23年度葛飾区体育施設事業報告について」、ご報告申し上げます。

まず、冒頭ではございますが、17ページをお開きいただきまして、1点修正、訂正がございますのでご報告をいたします。

(2) 「指定管理者モニタリング実施実績」の②「外部機関による第三者評価の実施」でございます。こちらの2行目に評価点がございます。こちらの括弧内の点数で「200点満点」と記載がございますが、満点は235点でございます。間違えまして大変申しわけございません。お詫びして訂正させていただきたいと思っております。この1点のみの訂正でございます。

それでは、1ページに戻りまして、こちらの23年度全体の事業報告をさせていただきます。

まず、スポーツ事業でございます。直営のスポーツ教室事業でございます。こちらにつきましては、23年度1,125人の実績ということでございます。内訳は、裏面、2ページ目にございます。スポーツ教室実績報告の中で、特に3、4、5のところ、こちらは、こやのエンジョイクラブで当初私どものほうが委託してございましたキッズチアダンスの教室——年少からのクラス、または小学生のクラス、または小学校高学年から中学生のクラスというふうに三つのクラスがあったのですが、こちらの3期、4期につきましては、区からの委託事業から、こやのエンジョイクラブが独自に会費収入等をもとに実施する自主事業に切りかえをさせていただきました。ですので、年度後半から、こちら合計ですと102名の前年実績比でございますが、参加増がこやのエンジョイの実績数のほうに移ってございますので、あらかじめ申し上げます。その上で、マイナス102名があるところなのですが、前年比全体で92名の減少という形でやってございます。

また、スポーツ教室につきましては、あだたら高原のジュニアスポーツにつきましては、あだたら高原学園が使用できなかったことによる中止ということと、また、ジュニアスキーでございますが、震災直後に22年度使用する予定でしたものを中止してございましたので、こちらの面でも今年再度復活ということで23年度は94名のプラスというような数字になってございます。プラスマイナスが非常に激しく動いたところでございますが、結果としてはマイナス92と

なってございます。

そのほかでございます。区民スポーツ大会でございます。こちらはジュニアエンジョイ、またシルバーエンジョイ、その他の大会でございます。こちらにつきましては、後ほどご説明いたしますが、いろいろな大会等、特に屋外での大会の参加者数が、特に軟式野球の総合大会でマイナス480人の数字がございました。また、その一方で、シニア剣道の大会が新しく追加されたこと、また、ダーツ協会が設立記念大会において83名を動員したことなどを含めまして、トータルで2万7,411人の実績ということで、前年比マイナス63人ということでございます。

次の欄でございます。区民体育大会でございます。こちら昨年より2,100人少ない4万2,159人の実績でございます。こちらの内訳でございますが、やはり震災直後ということで、春季大会31大会のうち、空手道、釣友、なぎなたの3団体が春の大会を中止したこと。また、軟式野球、バレー、バスケ、空手につきましては、トータルで1,740名ほどのマイナス、参加者数の減というご報告がございまして、さまざまふえた団体を含めまして、春の大会ではマイナス1,675人ということになってございます。また、秋の大会も同様に、バレー150、バスケ300ということでマイナスが出てございます。トータルで年間マイナス2,100人ということになってございます。

区民スポーツイベント(かつしかスポーツフェスティバル)につきましては、2万9,122人となってございます。マイナス324人ということで、特にスポーツセンターの会場にお越しいただいたお客様が、天候は非常によろしかったのですが、196人のマイナスになったというような状況でございます。

地域スポーツ活動につきましては、ロードレース大会等が非常に多く開催されてございます。1万6,657人ということでございます。こちらにつきましては、平成22年度に水元地区でのロードレース大会が中止され、23年度、797人が参加されたということでの増、また、南綾瀬地区も雨により中止になったものが487人の増となったような増減がございました。

トータルで11万6,703人の実績となっております。

3ページ目をお開きください。かつしか地域スポーツクラブ設立・育成事業実績でございます。第1モデルのこやのエンジョイくらぶ、また、第2モデルのオール水元スポーツクラブでございます。両クラブとも——特にオール水元スポーツクラブにつきましては、主に活動しております水元地域の……の問題がございましたので、非常に苦勞してございます。会員数等、ごらんとおり、420人、227人ということで、647人ということでございます。

それでは、次、4ページ目が指定管理者の実施分の一覧でございます。5ページ目、6ページ目、7ページ目と、いろいろと新規に増設したコースなどを一覧として載せてございます。9ページ目がトータルでございますが、参加人数、23年度総合計1万1,840人ということで、主に総合スポーツセンターの体育館の改修工事に伴って、こちらでの閉鎖ということが非常に

大きく影響したかと思っています。

10ページは、指定管理者による独自事業の登録数でございます。

11ページでございます。こちら、体育施設等の利用状況につきまして、貸切・個人利用状況の報告でございます。やはり総合スポーツセンターの利用者が団体・個人とも非常に大幅な減となっております。また、温水プール館の個人利用も9,685人ということで、23年度の利用者数は167万7,755人ということで、前年よりもマイナス225万5,341人となっております。

12ページでございます。こちらは年末年始の拡大でございます。東金町運動場多目的広場のほうを新規に開設してございます。ただし、23年度につきましては総合スポーツセンター体育館、陸上競技場が使えなかったということでございますので、13ページの上段でございますが、年末年始の利用者数はトータルで1万1,954人ということで、前年度比2,503人の減となっております。

次は料金収入の概況でございます。

次のページ、14ページでございます。こちらは施設維持の状況でございます。今回非常に多くの工事を実施させていただきました。23年度と24年度と合わせた債務負担行為による契約ということで、非常に多年度にわたった契約がございますので、契約の総額と決算額ということで連記させていただいております。直接の工事ではなくて、体育館冷暖房機につきましては借り上げということで手を入れてございます。こちらのほうも記載をさせていただいているものでございます。

(2)は、指定管理者が実施した修繕の一覧でございます。

15ページ、指定管理者の運営状況でございます。指定管理料は4億7,281万4,755円ということでございます。売上高につきましては、施設料金、または震災で一部営業停止したところの補填分、また、自動販売機収入、その他の収入などで3億2,197万8,577円となっております。最終的な営業損益の部分で区のほうに還元される金額でございますが、下段に記載をされてございます。施設利用料金還元分としては、利用料金の想定する金額を超えた分の半分を区の収入として還元するということで634万2,139円、また、自主事業の分につきましては、利益に対する20%ということで296万167円、合計930万2,306円の区への還元が発生してございます。

16ページが貸借対照表の一覧でございます。

17ページはモニタリング実績でございます。このように実施してございます。先ほどの②でございますが、外部機関による第三者評価で、財団法人日本体育施設協会の評価点ということで、今年は235点満点の189点ということで、格付評価としてはAA（安定的かつ良好な状態。9段階評価の上から2番目）という評価は変わってございません。その他、利用者懇談会開催などの報告でございます。

裏面の18ページは、認定証が示されてございます。

次、19ページ、20ページでございます。昨年度は東日本大震災による施設への影響、特に地割れなど河川敷の運動場が非常にダメージを受けました。また、体育施設全体ということで、照明塔の問題があり、施設利用時間の制限をしてございます。その中でも、経営上は非常にいい状態を何とかキープできたかと思っております。

その他、いろいろな改修工事等、非常に手を入れさせていただいております。おかげさまで、施設のリフレッシュについては非常に進んだかと思えます。その中でございますが、トレーニングルームの利用率の6.7%増や、水元体育館の利用では44.6%増ということで、総合スポーツセンターのお客さんもある程度受け皿として受けられたということでございます。

19ページ、最後の行でございますが、地産地消経営ということで、従業員への雇用は、昨年は73.4%、また、20ページ最後でございますが、地元企業への発注が、件数ベースでは59.4%、金額ベースでは44.3%ということでございます。金額ベースで昨年度よりかなり金額が下がっておりますのは、やはり東日本大震災の影響の修繕工事が非常に大きな事業でございましたので、区外業者の発注になってしまった、受注者がそういう形になってしまったというような形でございます。今後とも、日常の点検・保守などを適切に行いまして、区民にとって安全で安心な快適な施設環境を整えていくよう指導していきたいと思っております。

報告が長くなりました。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

今の報告、質問等ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

松本委員。

○松本委員 この年度は、3.11の震災があつて、節電をしたり、大きなリニューアルの工事があつて、閉鎖する機関もあつたわけですがけれども、いろいろと工夫して、違う場所でやったり、前よりも活発になったところも出るくらいやって、よくやっていたというふうに思います。いろいろなイベントとかで冷暖房が入ってから体育館に行ったときも、好評な声が私のところに入ってきています。それから、リニューアルが終わってからは、トレーニングルームなどのいろいろなコースとかスクールが活発にアイデアを出してやっている声を聞きますので、よくやっているなというふうに感じています。

ところで、20ページの一番下の方に、「スポーツ施設全般に経年劣化が見られるため」と。保守・点検とかあるのですけれども、一つだけ気になることがあります。陸上競技場のハードルがあるのですけれども、あれはつくったときからの備品といたしますか、各コースに置くハードルが劣化しているのです、今度見ていただいて……。こういうのはどこに上げていくのかわからないのですけれども、そういうのが気になりますので、お願いしたいと思えます。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ご指摘ありがとうございます。こちら、陸上競技場のハードルにつきま

しては、備品ということで、区が直接予算を措置して買わなければいけないということでございます。確かに劣化してございます。買い替えのための要求はしていきたいところですが、陸上競技場の第4種公認の期限が平成26年4月に終了ということですので、来年度25年度に一部手直しの工事なりをしなければなりません。この際には要求をしながら、リニューアルを含めて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○松本委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、よろしく願いをいたします。

では、次に、報告事項等9「水元図書館の改修工事について」。

中央図書館長。

○中央図書館長 報告事項等9「水元図書館の改修工事について」、報告をさせていただきます。資料をごらん願います。

1の改修工事の内容でございます。水元図書館につきましては、昭和57年6月に開館し、30年が経過しております。そのため、老朽化した空調機器の配管、ダクトの交換、及び、照明機器を従来の蛍光灯から低消費電力のLED化を図り、効率性の向上を図るために実施するものでございます。

2の工事期間につきましては、本年10月1日より11月末を予定しております。

次に、3の工事期間中の図書館業務等でございます。以前、改修工事を行った別の図書館などでは休館をして対応させていただいたところがございますけれども、水元図書館におきましては、立地的なこともあり、工夫させていただきながら、縮小して開館させていただきたいと考えております。

(1)の期間でございますけれども、約3週間業務を縮小させていただき、(3)のとおり、作業室に臨時のカウンターを設けて、予約図書の受け付け、予約図書の貸し出し、返却業務を行わせていただきます。

(4)の開館日等でございますけれども、火曜日から金曜日の9時から5時まで。閉館時の返却につきましてはブックポストで対応いたします。

(2)にお戻りいただきまして、縮小期間後で大変恐縮でございますけれども、特別整理期間とさせていただき、休館とさせていただきます。

また、資料には記載はございませんが、利用者の皆様への周知でございますけれども、図書館のホームページや館内への掲示、また9月号の「広報かつしか」でお知らせをさせていただ

きたいと考えております。

恐縮ですが、続いて裏面をごらんください。上段が水元図書館の平面図で、右側に大きい矢印がございますが、こちらの上の網かけの部分が作業室でございます。こちらの作業室に臨時のカウンターを設けて対応させていただきます。また、ブックポストは、小さい矢印の従来の方所で対応させていただきます。

下段のほうは、工事期間中の縮小開館日ですとか休館日でございますけれども、このような状況で大変申しわけございません。利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、ご協力をいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長 今説明がありましたが、いかがでしょうか。質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長 では、私から。

私、この地元なのです。このそばにおりますので、ここにも行くのですが、駅の中央図書館とはまた雰囲気が違いまして、こちらの図書館は庶民的というか何というか、水元で30年という雰囲気の図書館なのです。あの中で本を借りて読むというよりは、借りるというほうが多いというふうに私も思っておりますので、ここにいわゆる臨時カウンターをつかってやってくださる、そういう工夫等があるということで大変うれしく思います。どうぞよろしく願いいたします。

次にまいります。

報告事項等10「葛飾区立図書館の利用に関するアンケートの実施について」。

中央図書館長。

○中央図書館長 報告事項等10「葛飾区立図書館の利用に関するアンケートの実施について」、ご報告をさせていただきます。資料をごらん願います。

まず初めに、1「目的」でございます。利用者の利用実態やサービスに対する満足度などを把握させていただき、今後の図書館サービスの向上を図るための基礎資料とさせていただきます。

2「実施箇所」でございますけれども、ごらんのとおり、葛飾区立図書館全館と区役所本庁2階ロビー及びホームページによる電子申請で行わせていただきます。なお、図書館来館者の皆様には、本の返却時などのときにアンケート記載のお願いですとか、また、区役所のほうにつきましては、職員が来庁者の方に直接お願いをさせていただきながら、ご協力をしていただきたいというふうに考えてございます。

3「実施期間」でございますが、8月10日から31日までの3週間でございます。

4「周知方法」でございますけれども、「広報かつしか」、またホームページや図書館によるポスターの掲示で行わせていただきます。

5「アンケート対象者」につきましては、ごらんとおり、中学生以上を対象とさせていただきます。

6「アンケート標本数(目標値)」ということでございますけれども、ごらんとおりでございます。

続きまして、恐縮でございますが、別紙の「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート」をごらんください。A4判、両面印刷で3枚、問いは六つとさせていただきました。表紙の問1のところにつきましては、お住まいですとか性別などをご記入いただきます。

裏面の2ページ、問2をごらんください。図書館の利用についてでございます。図書館の利用頻度などについて伺っております。

隣の3ページの間3でございますが、図書館サービスについて、例えば、どの分野の資料収集をご希望いただいているかなど、内容をお聞きさせていただきます。

次に、1枚おめくりいただきまして、4ページの中段でございますけれども、問4でボランティア活動についてお伺いしております。

続いて、隣の5ページ、問5でございます。ちょっと質問項目が多くて大変恐縮でございますが、図書館に対する満足度についてお伺いしております。

最後の6ページ、問6につきましては、図書館サービスに対する利用者の方の認知度ということでお伺いしております。

図書館の利用に関するアンケートの実施につきましては以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長 今報告がございました。質問等ありましたらお願いをいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 アンケートの具体的な項目の中で、問1の年齢につきまして、これは感じ取り方かどうかわかりませんが、私などは横に目が行くものですから、「10代」の次に「30代」になっている。「20代」はどこに行ったのかなというようなことがないかどうか。その辺の配慮の仕方というのはいかがでしょうか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 おっしゃるとおり、当然、人間として横に行ったりというのがございます。前段で、教育基本計画のアンケートもございまして、こちらに合わせて同じようなつくりにさせていただいたというところがこの理由でございます。必要であれば擦り合わせ等させていただきたいと考えています。

○委員長 もうつくってしまったのですか。

○中央図書館長 まだです。

○委員長 よろしいですか。

○遠藤委員 結構です。

○委員長 ほかにございませんか。

竹高委員。

○竹高委員 アンケート対象者が中学生以上の方というふうに書いてあるのですが、これは、各学校の支援職員の方やボランティアの方にお配りしてアンケートをとるということはお考えになられてはいらっしゃらないのでしょうか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 特にそのようなご協力は考えてございません。そういった方が図書館に來られて、書いていただけるということにつきましてはぜひお願いしたいのですが、学校を通じて、もしくは連絡会等でそういった支援員の方ですとか、図書館に関する先生等をお願いすることは考えていません。

○委員長 よろしいですか。

○竹高委員 はい。

○委員長 ほかに。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、報告事項等は終わりでございます。

ここで、教育委員の皆様から何か発言ございましたらよろしくお願ひいたします。

松本委員。

○松本委員 先ほど夏休みの生活指導のところではじめのことが出ましたので、関連して発言したいと思います。

滋賀県大津市の中学生の自殺の件がはじめによるものかどうかについて大きな社会問題になっているところは、皆さんもご存じだと思います。先ほども言われましたように、学校現場では、児童・生徒の変化やサインを素早く見つけて対処することと、教育委員会や学校の対応も原点に戻って正すことが大切だろうと思います。そこで、二つ質問と一つ提案を申し上げたいと思います。

一つは、先日、中学校の青少年連絡協議会を担当している校長に、「このはじめのことについて区内のことも心配だが、どうなのか」と質問しましたところ、「青少年連絡協議会ではじめの早期発見と未然防止については各学校に注意し合った」ということを確認して一つ安心しました。そこで、教育委員会として学校現場にどう指導、注意喚起等をされたのか、これからされるのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、本区ではじめ・不登校調査実施要綱というのがありまして、はじめを発生し

たとき、確認した場合は調査書を提出することになっていると思いますけれども、今年度、そのような提出がいくつあったか、お聞きしたいと思います。

最後に提案なのですが、このような大きな社会問題が起こっていますので、ぜひ現場の校長、教員が指導することと、もう一つは、子どもへのアピールが何かあったらいいのではないかと思うので、ご提案したいと思います。

○委員長 わかりました。

先ほど夏季休業中の生活指導のところで、遠藤委員のほうからいじめのことに関してのお話ありがとうございました、そのときに、「後ほど各委員の先生方からまたご意見を伺いたい」というふうにいたしましたので、その機会にしたいと思います。

では、先に、松本委員の質問に対して指導室長のほうでよろしくをお願いします。

○指導室長 まず、いじめに関する教育委員会の取組のご質問についてでございます。教育委員会といたしましては、毎年、4月当初でございますけれども、学校長に対して、いじめに関する早期発見、さらには未然防止、そして起こった場合の早期対応については具体的に指示しております。

実際の取組につきましては、まず一つといたしましては、先ほど松本委員がお話になりました、いじめが1件でも発生した時点で、それについて、その背景、さらには原因、状況等について個人カードを各学校が作成いたします。それについて教育委員会のほうに報告ということになっております。それをもとに、学校と教育委員会がそれぞれ組織的にどのように取り組むかということを検討しております。さらには、その個人カードの報告だけではなくて、そこにつきましては、そのいじめに関することが今後どのように発展したり解決していったりするかということについても、定期的に学校のほうから、年4回になりますが、教育委員会のほうにその状況について報告がございます。ただ、緊急を要する場合にはその都度報告ということで取り組んでおります。

二つ目の教育委員会の取組といたしましては、区独自にいじめの発生をとということで、年4回、子どもたちについて聞き取りをしたり、さらには学校でその状況把握等をするという取組をしております。

さらには、3点目に、東京都教育委員会が実施しております「ふれあい月間」——これはいじめ防止に関する取組になりますが、6月、11月、2月のそれぞれ1か月ずつにつきまして、そこでは子ども一人ひとりにアンケートを書かせております。それを学校のほうで集約して、いじめの未然防止、そして早期発見等に役立てているところでございます。

さらには、4点目になりますが、先ほどお話がありました小学校、中学校の生活指導の担当者の教員、校長会、教育委員会、警察等の関係機関等が一堂に会しまして、一つとしては、いじめのことになりますが、青少年連絡協議会を開催して、それぞれの学校の状況等について情

報を出し合い、さらには、それをもとに、各学校が持ち帰り、各学校の指導に生かす。さらには、関係機関との連携について具体的に話をさせていただきます。

最後には、区の総合教育センターに教育相談部がでございます。こちらでは、電話や来室によるいじめ等——不登校もでございますが、今回いじめについて言いますと、相談を受けている状況でございます。それにつきましては、さらに今後、できれば電話、来室だけではなくて、いじめについての相談がより受けやすいということも含めまして、相談しやすい方法や環境として、メールによるそちらのほうも今後至急に対応できるように体制を整えてまいりたいというふうに今考えております。

最後になりますけれども、今年度の状況でございます。今年度につきましては、各学校から調査したところ、各学校で把握しているいじめに関する件につきましては、小学校は42件、中学校は13件ございました。これにつきましては、学校が中心に、さらには教育委員会も連携いたしまして問題の解決に当たりましたけれども、現在につきましては、今申しました数値のうち、小学校15件、中学校5件がまだ解決に向けて継続的に取り組んでいるという数字になっております。

最後になりますが、校長会に対しては、私のほうから、今週——明日になりますが、指導室長から校長へのアピールといたしまして、「いじめは人間として絶対に許されないことである。いじめられている子どもを学校は徹底的に守る。いじめ問題は、隠さず、解決に向けて、学校、教育委員会と家庭、地域社会、関係機関が連携を図って取り組む。学校、家庭、地域の責任、子どもの決意でいじめをなくす。さらには、社会全体がいじめは絶対に許さないという認識に立つ」ということを含めて、校長のほうには、それを踏まえて、子どもたち、さらには教員、そして保護者に指導や周知を図るように私のほうから文書を出していく予定でおります。

以上でございます。

○委員長 わかりました。

教育委員の先生方にいろいろご意見を伺いたいと思います。

遠藤委員。

○遠藤委員 今、松本委員のほうから、緊急のアピールというお話とともに、松本委員のご質問に対して指導室長のほうから累々回答がありました。私も全くそのとおりだと思います。

ただ一つ、認識がちょっと違うところは、この緊急アピールを出すにしましても、一つは、いろいろと件数が出てきました。小学校42件、中学校13件、現にまだ15件、5件と未解決であるということではありますが、同時に、相談したくてもできないでいる小・中学校の子どもたちがいるのではないかということを前提、それから、また新たに発生してくるかもしれない。この問題というのは変化、変化で、よく言われることでありますが、いじめている側が逆にいじめられる側に回る場合もあるといういろいろな想定を考えますと、子どもたちに対して、私た

ちはまだまだメッセージを送っておかないと、琴線に触れるようなことがないのではないかと
いうふうに思います。

その際に、私たち大人として、教育委員会としてでもありますが、このいじめに対する認識、
今、指導室長がおっしゃったように、絶対許さないということは当然だと思います。そして、
これを入れるかどうかわかりませんが、いじめている側が100%悪いのだという認識を
私たちはしっかりと肝に銘じていかなければならないのではないかと。そうすることによって、
相談したくてもできない子どもも、ああ、そうか、そんなふうに大人が思ってくれているなら
ば、ちょっと相談してみようかという気持ちになってくるのではないかと。この認識
を私たちは持つておかなければならないのではないかと。いうふうに思います。

あとは、先ほど申しあげましたように、室長も触れられましたけれども、「早期発見・早期
治療、どんな小さなサインでも見逃さない。あとは全力で対応する。そして誠実に対応する。
だから、安心して相談してくださいよ」というような私たちの気持ちを込めてアピールしてい
くということが必要なのではないかと。いうふうに思います、いかがでしょうか。

○委員長 遠藤委員のご意見でした。

では、竹高委員。

○竹高委員 今、小学校42件、中学校13件、表面に出てきているだけのお話で、まだまだ悩ん
でいて、全然声を上げられない子どもがたくさんいるのではないかと。いう心配が非常にありま
す。相談をする窓口というのはいくつでもふえたほうがいいと思うので、先ほどのメールでの
対応も早急をお願いしたいです。学校側のほうでも、本当に早期発見のサインを見落とさな
いだけでいいなと思います。

でも、今、大津のいじめによるとされる自殺事件があったことによって、触発されてしまっ
て、そういう気持ちになる子どもがいることが保護者の視点から言うとうごく心配です。メッ
ッセージを送ることには、「いじめはもちろん許さない。命も大切だ」と。そこの部分を強くメ
ッセージとして送っていただけるといいなというふうに感じます。

○委員長 ありがとうございます。

佐藤委員。

○佐藤委員 いじめというのは常にあるものなのですけれども、大体、周期的というか、たし
か5、6年前にもいじめの問題が全国的に話題になったことがあるかと思います。いずれにし
ても、いじめというのは、見えないところとかわからないところで進んでいて、大変難しいと
ころがあるのですが、いじめられている子のサインなり相談なりを受けたならば、担任なり個
人が1人で頑張ろうとしないで、学校なら学校全体で共有して問題解決に当たってほしい。先
ほど皆さんが言っているように、早期に解決してほしいなと感じます。そしてまた、隠さず、
誠実に対応していただきたい。

それと、室長が言うように、いじめは絶対だめということで、そういったような教育を進めていってほしいなと思います。先ほど室長の話で、葛飾はかなり一生懸命やっているように思いますので、頑張っていたきたいなと思います。

○委員長 わかりました。

私のほうも。

大津の子どもの様子をいろいろ聞いておりますと、担任の先生に泣きながら訴えたけれども、担任の先生はそれを重要視してくれなかったのではないのかというようなことのニュアンスが感じられるような新聞の書きぶりがありました。その子にしてみると、「相談しても、大人って本当に自分のことを受けとめてくれないんじゃないか」という不信感。「だれも自分を守ってくれる人がいない」、そういうようなことが命を絶ったほうへ行ったのかなという思いがあるのですね。だから、芽が出たときに、もちろんその芽を早くキャッチして、そのときに最初の対応をぜひその子の身になってしていける体制をつくりたい。と同時に、1人の先生がそれをしょってしまうのではなくて、ぜひ学校全体で組織的にその先生と一緒にその悩みを受けとめてもらいたい。学校というのはそういうところですから、1人であるわけではないのですから、そういう学校の機能を全面に出してもらいたいということです。

もう一つは、今、誠実に全力でその問題に対応するということを実際に行動に移す。それから、いじめというのは悪いことなのだ、やってはいけないことなのだということをほかの子どもたちにもしっかりと指導しなければいけないということを改めて思いました。ご努力をいただいているけれども、今回こういった社会問題にもなっておりますし、教育委員の皆さんもここで子どもたちに何かアピールとかメッセージを出して、「心配しなくていいよ。そういうことがあったら言っておいで」というアピールをぜひ出したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。委員の皆様方、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ということで、子どもに向かったのアピールでよろしいでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 子ども、あるいは親、あるいは区民の皆さん、さまざまな方向があると思いますが、詳細につきましては、指導室長とご相談の上、委員長一任で結構でありますので、お願いしたいと思います。皆さんはどうでしょうか。

○委員長 そうですね。今そういう提案がありましたが、いかがでしょうか。

教育長。

○教育長 今、遠藤委員からお話がありましたので、一応、事務局のほうで文案を考えまして、委員長と相談の上、ある程度原案ができた段階で、各教育委員さんにも連絡をして見ていただくというような方法で考えたいと思います。

それから、先ほどの時点では指導室長名で通知というふうに考えていたのですが、そこまでするならば、その文書についても教育長名のほうが適当かなというふうに思っていますので、その方向も含めて考えたいと思っております。

○委員長 今、教育長のほうから2点ありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 その2点について、異議なしということでそのようにしたいと思います。事務局の皆さん、よろしくお願いいたします。

ほかに、委員の先生方、何かありましたらよろしくお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

○委員長 ないようですので、続いて、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してよろしくお願いいたします。

○庶務課長 それでは、「その他」の1「資料配付」でございます。お手元に、「みんなの生涯学習」108号をお配りしてございます。また、「パブリックビューイングの実施について」という資料をお配りいたしました。ロンドン五輪に出場する渡部香生子選手を地元の堀切の皆さんを中心に応援をするためにパブリックビューイングを実施いたします。場所は、堀切地区センター多目的ホールでございます。開催時間につきましては現在調整中でございます。

裏面でございます。

「出席依頼」はございません。

次回の教育委員会は、7月27日金曜日、午後1時からの開催でございます。午前中は学校等の視察を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長 では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、これもちまして、平成24年教育委員会第7回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時05分